

# 校区コミュニティ協議会 運営ハンドブック

令和5年度版



枚方市コミュニティ連絡協議会

枚方市市民活動課

## ～はじめに～

校区コミュニティ協議会の活動は、各々の校区の実情に根差した防災、防犯、地域福祉活動や住民の皆さんの親睦を深めるための行事の開催など多岐に渡っており、安全・安心に、また快適に暮らせるまちをつくるために、校区コミュニティ協議会が果たしている役割は非常に大きなものとなっています。

校区間の情報交換と連絡調整を行っている枚方市コミュニティ連絡協議会は、このように多岐に渡るコミュニティ運営に関する相談やアドバイスを市と連携して行い、その際には本冊子を参考資料として活用するとともに、相談で得た情報も含め随時冊子の更新を行っていきたいと考えております。

校区コミュニティ協議会によって、運営方法や活動内容などは様々ですので、本冊子はあくまで参考にお示しするものですが、皆様の校区コミュニティ協議会の運営のお役に立てただければ幸いです。

## ～目次～

1. 校区コミュニティ協議会とは……………P2
2. 枚方市コミュニティ連絡協議会について……P4
3. 市の校区コミュニティ協議会への支援……P7
4. 市依頼の各委員等……………P11
5. コミュニティ・自治会活動での個人情報の取り扱いについて……………P13



## 1. 校区コミュニティ協議会とは

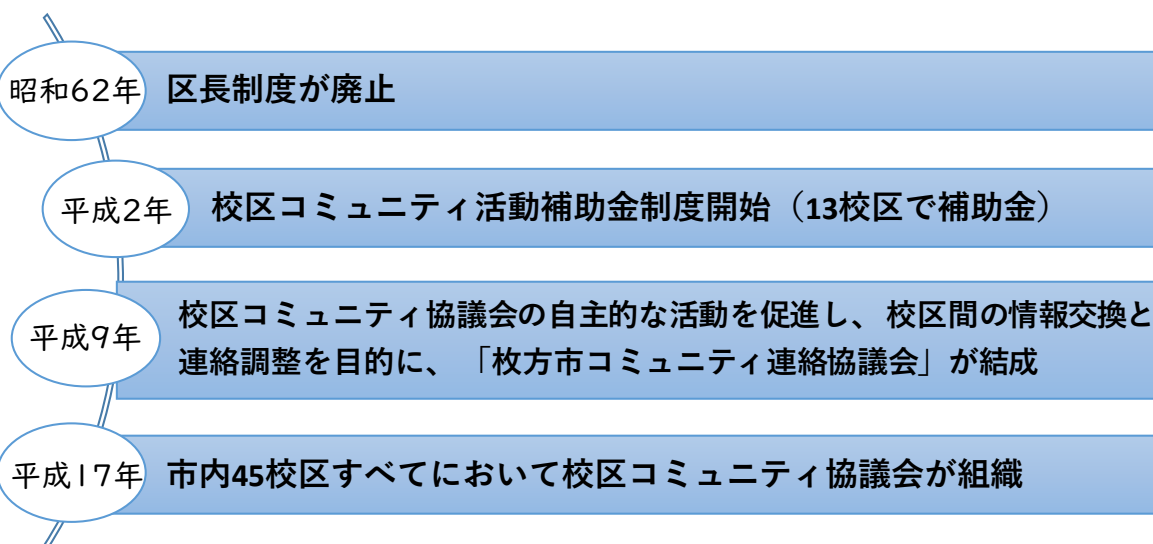
### ①自治制度の歴史

戦後まもない昭和22年、大阪府内12番目の市として誕生した枚方市は、人口約4万人の田園都市でした。それから70年、人口は40万人を超え、府内4番目となる中核市へと大きく発展してきました。

枚方市では昭和27年、市民と行政のパイプ役として、64の区に市から委嘱を受けた区長を置く、いわゆる「区長制度」が発足しました。区長は、地域の意見・要望の取りまとめや市の広報紙の配布、道路明示の立会いなど、市民生活に直結する業務を行っていました。しかし、その後の急激な都市化で区長業務の増大や権限の集中などの問題が表面化し、「市がやるべきことは市で」「コミュニティづくりは地域で」との考えのもと、昭和62年に区長制度が廃止されました。

区長制度に代わる新たな組織として、市内の45小学校区を基本単位とし、自治会や自主防災組織、福祉委員会など各種団体が結集した地域住民の手による「校区コミュニティ」の結成が提起され、平成17年に市内45校区すべてにおいて校区コミュニティ協議会が組織されました。

### 〈コミュニティの沿革〉

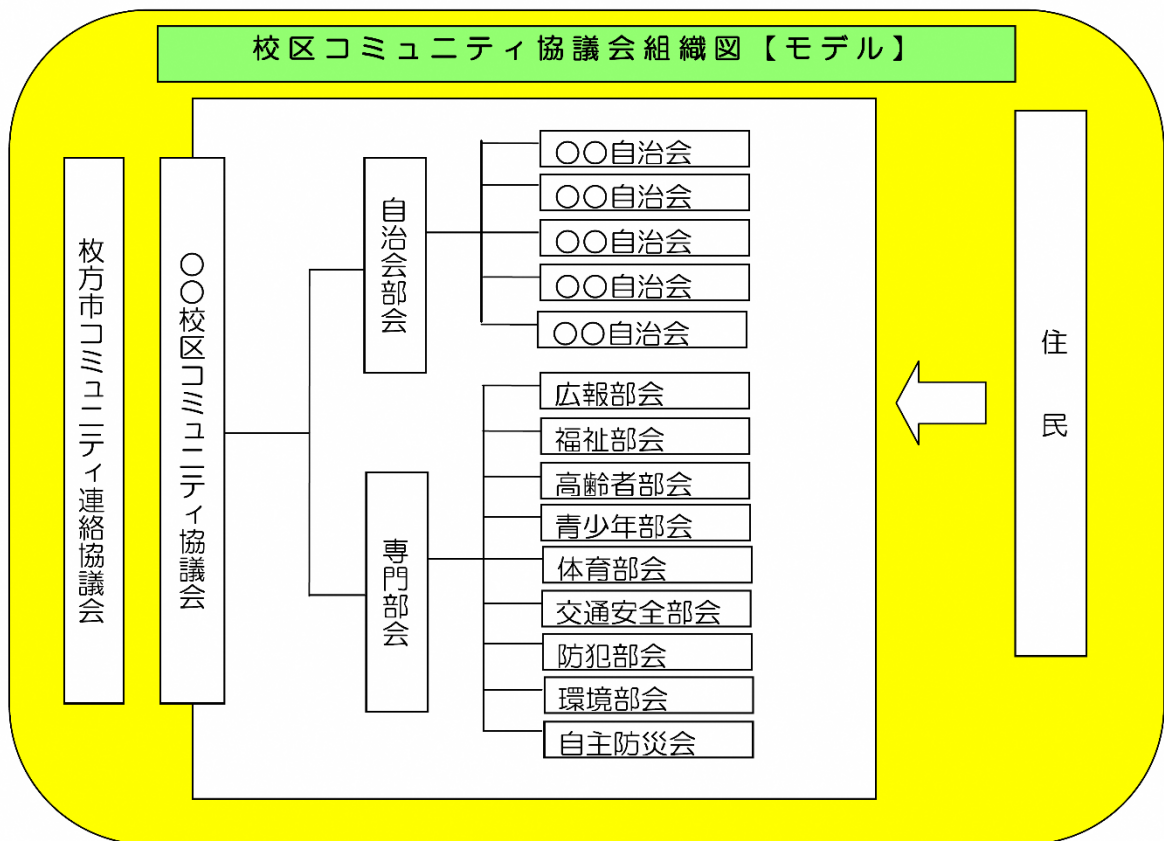


## ②校区コミュニティ協議会とは？

校区コミュニティ協議会は、小学校区において自治会など各種団体が互いの情報交換や連絡調整などを行う協議型組織です。大規模災害に備える自主防災活動、子どもの安全対策、防犯対策、交通対策、青少年健全育成、地域福祉推進、スポーツ振興、住民交流、環境保全、子育て支援など、地域の様々な課題の解決に取り組んでいます。

平成17年には45小学校区すべてに校区コミュニティ協議会が組織され、今では、行政と連携を深めながら、地域の中心的な役割を担っています。

《校区コミュニティ協議会組織図(モデル)》



## 2. 枚方市コミュニティ連絡協議会について

校区コミュニティ協議会の自主的な活動を促進し、校区間の情報交換と連絡調整を行うことを目的に、「枚方市コミュニティ連絡協議会」が結成されています。

枚方市コミュニティ連絡協議会では総会、役員会、校区代表者会議等を定期的に開催しており、校区間の情報交換と連絡調整を行っています。また、年度毎に事業計画を立てて、校区コミュニティ協議会の活性化や自治会の加入促進といった枚方市コミュニティ連絡協議会として取り組むべき課題の解決を進めるなど、市と連携して、安全・安心で魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

### 【総会】

総会は、本会の最高議決機関であって、決算および事業報告、予算および事業計画、役員を選任等を審議・決定します。

### 【役員会】

役員は以下のとおり構成され、総会に関する事項や、校区代表者会議に提出する案件等に関する事項、ブロック会議に附託する事項、関係機関等から本会に委員等の推薦依頼に関する事項を審議します。

#### <役員構成>

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名(会長を選出したブロックを除く、各ブロックより1名)
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 6名(各ブロックより1名以上)
- (5) 事務局長 1名

### 【校区代表者会議】

校区代表者会議は、校区の代表者が出席し、本会の方針の具体化と連絡調整を行います。

## 【ブロック会議】

ブロック会議は、ブロック代表である副会長が招集し、その議長となり開催します。校区コミュニティ協議会に関する意見交換やブロック研修会の開催、役員会が附託した事項の検討等を行います。

東部、中部、南部、北部の4ブロックで構成されています。

### <ブロックの構成>

ブロック	構 成 校 区 名					
東 部	津田南	藤 阪	田口山	菅原東	菅 原	西長尾
	津 田	氷 室	長 尾			
中 部	小 倉	磯 島	山田東	中宮北	中 宮	高 陵
	山 田	交 北	殿 一	明 倫	桜 丘	桜丘北
南 部	春 日	香 陽	川 越	蹉跎東	東香里	開 成
	蹉跎西	枚 方	山之上	伊加賀	五 常	香 里
	蹉 跎					
北 部	樟 葉	樟葉南	樟葉西	牧 野	殿 二	招 提
	西牧野	平 野	樟葉北	船 橋		



## 【枚方市コミュニティ連絡協議会の主な年間予定】

実施時期	内 容
5月 第2水曜日	第1回役員会
5月 第3水曜日	第1回校区代表者会議
6月 第2水曜日	第2回役員会
6月 第3日曜日	総 会
9月 第2水曜日	第3回役員会
9月 第3水曜日	第2回校区代表者会議
12月 第2水曜日	第4回役員会
12月 第3水曜日	第3回校区代表者会議
3月 第2水曜日	第5回役員会
3月 第3日曜日	第4回校区代表者会議

※上記スケジュールは参考であり、日程変更となる可能性があります

## 【定期便の発送】

枚方市の関係部署等より、地域への情報提供などポスター、チラシの掲示・回覧物が毎月第4火曜日を基本として枚方市コミュニティ連絡協議会事務局（市民活動課）から校区コミュニティ協議会会長に発送しています。各校区では必要に応じ、自治会等への配布をしていただいています。

<主な送付物>

- ・市等のイベントや事業のポスター掲示・回覧依頼
- ・その他、地域への周知が必要な内容



### 3. 市の校区コミュニティ協議会への支援

#### ① 校区コミュニティ活動補助金

校区コミュニティ活動補助金は、小学校区単位で交付していた各種補助金を段階的に統合し、創設された補助金です。地域の特色を生かして弾力的に活用できる基礎額（均等割額及び人口割額）と、用途を限定した特別事業（青色防犯パトロール活動補助金）の二段構成となっています。

安全で魅力あるまちづくりの推進と地域住民の連携の推進のために、各校区コミュニティ協議会において、補助金を有効的にご活用ください。

補助金算定額（令和5年度）			
基礎額	均等割額	947,000 円	基礎額は、均等割額と人口割額の合算額です。 人口割額は、令和5年1月1日現在の小学校区内人口1人に28円を乗じた額（100 円未満切捨て）で算定しています。
	人口割額	28円（1人当たり）	
特別事業	青色防犯パトロール活動補助金	20,000 円 （実施校区のみ）	青色防犯パトロール活動補助金は、用途指定の補助金であり、他の目的への流用はできません。なお、 <u>大阪府指定の青色回転灯の使用を認められた団体で、実施2年目以降の校区が対象となります。</u>

#### 《補助対象となる活動》

校区コミュニティ活動補助金は、校区コミュニティ協議会（構成団体を含む）が行う次の活動を補助対象とします。

- (1) 校区コミュニティ協議会の組織の充実を図るための活動
- (2) 安全で魅力あるまちづくりの実現を図るための活動
- (3) コミュニティ活動の充実を図るための活動
- (4) 生活環境及び美観の維持・保全を図るための活動

※詳しくは、市民活動課（電話 072-841-1273、FAX072-841-5133）にお問い合わせください。



## ② 地域づくりデザイン事業補助金

地域づくりデザイン事業補助金は、地域の特色や住民自らの発想を生かして、校区コミュニティ協議会が主体的かつ継続的に取り組み、コミュニティの活性化を図るために実施する事業の導入経費に対して補助を行うものです。

補助対象者	校区コミュニティ協議会	・複数の校区コミュニティ協議会が連合した団体も含まれます。
補助金額	上限120万円	・1申請当たりの額となり、複数の校区コミュニティ協議会が連合した団体による申請の場合も同額です。 ・事業計画等に応じて、最長で2年度に分割して交付することも可能です。

※次年度に予算要求する必要があるため、事前協議は事業実施予定の前年度9月末までに実施する事業内容の検討」と「市民活動課との事前協議」を完了する必要があります。

### 《補助対象となる事業》

以下のいずれにも該当すること

- (1) 地域の特色や住民自らの発想を生かし、コミュニティの活性化を図るための事業であること。
- (2) 住民が主体となって行うもので、持続性、発展性があり、住民が参加しやすい公益性の高い事業であること。
- (3) 従来 of 活動に関連した事業である場合は、更にステップアップするような取り組みが付加されていること。
- (4) 過去に当該補助を受けた事業でないこと。

### 《補助対象とならない事業》

- (1) 要望・要請を目的とした事業
- (2) 単発のイベントや、持続性・発展性がなく公益性の低い事業
- (3) 備品・不動産購入を主な目的とした事業
- (4) その他、本事業の趣旨にふさわしくない事業

※詳しくは、市民活動課（電話 072-841-1273、FAX072-841-5133）にお問い合わせください。



### ③ 市民公益活動補償保険

市民公益活動補償保険は、校区コミュニティ協議会の活動中（日本国内における日帰りの活動に限る）に、偶然起きた事故でケガなどを負った場合に、保険会社との契約に基づき保険金を支払う制度で、保険料は全額枚方市が負担しています。

#### 《補償対象となる事業》

次のいずれかに該当する事業であることが条件となります。

- [1] 校区コミュニティ協議会及び校区コミュニティ協議会の組織図に記載された参画団体の事業であること。
- [2] 事業が校区コミュニティ活動補助金交付申請書類（事業計画書）に記載されている事業であること。（事業の追加・変更は可）  
（例：校区祭り、区民体育祭、子ども見守り活動 など）

※補償対象となることを目的に参画した団体の事業は対象外です。

#### 《補償内容》

賠償責任補償	身体	1人 3,000 万円、1事故3億円を限度に補償（免責額なし）
	財物	1事故500万円を限度に補償（免責額なし）
	受託物	1事故100万円を限度に補償（免責額なし）
傷害補償	スタッフ	入院 5,000 円／日 通院 3,000 円／日 後遺障害 12万円～400 万円 死亡 400 万円
	参加者	入院 1,500 円／日 通院 1,000 円／日 後遺障害 6万円～200 万円 死亡 200 万円

※賠償責任補償:事故に対し市民団体並びに市民活動の代表者及びスタッフに法律上の責任がある場合に限る。

※スタッフ:団体の活動において、主催者側として準備や運営などに従事する人(市外居住者除く)

※参加者:校区コミュニティ協議会及びその参画団体が主催した市民活動に参加する市民・市内在学者・市内在勤者・市外居住者

#### 【注意点】

- ・傷害補償については、スタッフと参加者で、補償内容が異なります。
- ・スタッフの事故として報告があった場合でも、代表者若しくはスタッフとしての活動中であることが確認できない場合は、参加者の活動として取り扱う場合があります。
- ・参加者の往復経路上の事故は対象外です。

※詳しくは、市民活動課(電話 072-841-1273、FAX072-841-5133)にお問い合わせください。



#### 4. 市依頼の各委員等

校区コミュニティ協議会では、防犯協議会の防犯委員のほか、下記のようにさまざまな委員を市の依頼により推薦しています。

委員等名称	活動内容	担当部署
防犯委員 (任期:2年間)	<p>地域防犯活動の中心として、犯罪被害の防止に加え、地域住民に不安や危険を及ぼす事故や災害等についても被害を防止し、『安心して住みよいまちづくり』を目指し、以下のような活動に取り組んでいただいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○警察と地域をつなげるパイプ役</li> <li>○家庭防犯のよき相談役</li> <li>○相互防犯活動の世話役</li> <li>○防犯パトロールの実施、参加</li> <li>○安全への広報活動</li> </ul>	危機管理 政策課
青少年育成指導員 (任期:2年間)	<p>各校区でパトロールや子どもたちへの声かけ運動を実施しているほか、夏期と年末には全校区一斉パトロールを行っています。</p> <p>例年7月には、「枚方市少年非行・被害防止、暴走族追放啓発活動」を枚方警察署・交野警察署や防犯協議会と連携し、街頭にて啓発グッズを配布するキャンペーンを実施。同月に行われる、犯罪等のない明るく安全な地域社会を目指す「社会を明るくする運動」にも参加しています。</p> <p>また、子どもがトラブルに巻き込まれそうになった時に助けを求めることができる「こども110番の家」普及活動も行っています。</p>	子ども青少年 政策課



委員等名称	活動内容	担当部署
スポーツ推進委員 (任期:2年間)	<p>地域においてスポーツ振興のための事業実施のコーディネートの役割を担い、実技指導等の技術向上に努めるほか、市民の健康増進や体力向上に寄与するなど幅広い活動を行っていただいております。</p>	スポーツ振興課
民生委員・児童委員 主任児童委員 (任期:3年間)	<p>民生委員・児童委員・・・介護や子育てなど福祉に関する様々なお悩みや相談に応じながら、一緒に解決方法を考え、地域をサポートしていただいております。</p> <p>また、すべての民生委員は児童委員も兼ねており、子どもや子育てに関する相談も受けていただいております。</p> <p>主任児童委員・・・子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員です。区域を担当する民生委員・児童委員と協力しながら、地域の子どもや子育て家庭を支援していただいております。</p>	健康福祉政策課
廃棄物減量等推進員 (任期:1年間)	<p>ごみの減量化に係る施策の地域住民への伝達、ごみの減量意識の啓発に関する地域での活動、清潔保持に係る啓発活動を行っていただいております。</p>	ごみ減量推進課
枚方市交通対策協議会「支部長」及び「民間交通指導員」 (任期:2年間)	<p>地域の交通安全を確保するため、交通対策協議会事務局と地域とのパイプ役となり、違法駐車・めいわく駐車等の追放、交通事故防止対策、啓発活動の推進等、地域ぐるみの交通安全実践活動を推進していただいております。</p>	交通対策課

## 5. コミュニティ・自治会活動での個人情報の取り扱いについて

### ■ 個人情報とは？

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含まれます。

例)・本人の氏名

・住所、電話番号、生年月日、職業、それらと本人の氏名を組み合わせた情報 等



### ■ 個人情報保護法とは？

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るため、平成17年に施行されました。この法律は事業者の個人情報の取扱いルールを定めています。これまでは、取り扱う個人情報の数が5000人以下の事業者は対象外でした。その後、平成27年に法律が改正され、平成29年5月30日からは、個人情報を取り扱うすべての事業者が法律の対象になりました。

コミュニティや自治会も法律の対象になりますので、個人情報の取扱いルールを定めて運用していただく必要があります。個人情報を預かるにあたっては、必要性や使用目的を本人に説明し、納得を得るようにしましょう。



### ■ 個人情報保護法の4つの基本ルール

個人情報保護法の基本的なルールはとてもシンプルです。個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用するために、以下の4つの基本ルールを確認しておきましょう。

①勝手に使わない！（取得・利用）

②なくさない！漏らさない！（保管・管理）

③許可なく渡さず、記録を残す！（提供・記録）

④問い合わせや相談に対応する（開示請求等への対応）



### ■ 名簿等の個人情報の取扱いについて

#### (1)個人情報を取得・利用するとき

##### ①個人情報の利用目的や内容を明確にしましょう

「コミュニティ（自治会）の活動に利用するため」等のように具体的でない利用目的ではなく、「行事案内のため」、「災害時支援のため」等具体的に決めておきましょう。

また、利用目的と関係がない個人情報まで集めていないかをチェックし、不要な情報は集めないようにしましょう。

## ②個人情報の利用目的を示し本人の同意を得ましょう

記入用紙に利用目的を記載しておくか、別に利用目的を書いたものを配布し本人に知らせましょう。



## ③個人情報は、決めた目的以外に使わないようにしましょう

決められた利用目的以外には個人情報を利用してはいけません。それ以外の利用については、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。

## ④「要配慮個人情報」を取得するときは、あらかじめ本人の同意が必要です

要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述が含まれる個人情報のことであり、こうした情報は取扱いに特に配慮が必要であり、あらかじめ本人の同意なく取得してはいけません。

## (2)個人情報の保管・管理

### ①管理方法をルール化しましょう

情報の漏洩や紛失を防ぐため、誰がどのように管理するか等、個人情報の取扱いのルールを決め、それに従って安全に管理する必要があります。紙の名簿は鍵のかかる場所で保管したり、パソコン上での管理であればセキュリティソフトの使用やパスワード設定などをし、厳重に管理しましょう。

また、不要となった個人情報は、シュレッダーにかけたり、専門業者に処分を依頼するなど適切かつ速やかに廃棄しましょう。

### ②取得した個人情報は他に漏らさないよう適切な措置を講じましょう

会員に名簿等を配布する場合は、盗難や紛失、みだりに他に提供することのないよう注意を呼びかけ、取り扱い方法を周知しましょう。



## (3)個人情報の提供・記録

### ①個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ましょう

個人情報を第三者に提供する必要があるときは、法令等に根拠があるなどの特別な場合を除き、本人の同意を得なければなりません。第三者への個人情報の提供が想定される場合は、利用目的を決める際に取扱いを検討しておきましょう。



### ②個人情報の取扱いについて、記録簿を作って、保存しましょう

第三者に個人情報を提供した場合、以下のような内容を記録しましょう。

**記録例** 提供年月日、提供先の住所・氏名、提供した個人情報の内容、提供について本人の同意が取れているか等  
記録の保存期間は原則3年です。



#### (4)本人から保有個人データの開示請求および相談等を受けたとき

##### ①会員本人から個人情報の開示や訂正等の請求、または苦情・相談があれば速やかに応じましょう

本人から個人情報の開示を求められたら応じる必要があり、内容に誤りがある場合には直ちに訂正、追加又は削除しましょう。また、苦情や相談があった場合には、適切かつ迅速に対応しましょう。

#### 《《枚方市避難行動要支援者名簿の取扱いについて》》

枚方市では災害時において支援の必要な高齢者や障がい者などが円滑に避難するための支援体制の整備を目指して「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域にお配りしております。

なお、名簿については、定められた取扱いマニュアルのもと各校区コミュニティ協議会の自主防災組織で管理しています。

詳しくは・・・枚方市 危機管理対策推進課（072-841-1270）まで

#### 《《災害時要援護者避難支援事業について》》

枚方市では災害が発生したときに、自力で避難指定場所まで避難することが困難な高齢者や障害者に対し、円滑に安否の確認や避難支援を行うため、要援護者の登録受付や避難支援者の養成、災害時要援護者の登録者名簿の作成を行っております。

また、作成された名簿については、各校区コミュニティ協議会で選任された名簿管理者に対して毎月配布しております。

詳しくは・・・枚方市社会福祉協議会 地域福祉課（072-807-3448）

枚方市 健康福祉政策課（072-841-1319）まで

#### 《《個人情報保護法に関する相談お問い合わせについて》》

個人情報保護委員会（国の専門機関）

個人情報保護法相談ダイヤル

☎：03-6457-9849

受付時間：土日祝日及び年末年始を除く 9時30分から 17時30分

法律の解釈や制度についての質問、事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談等







## 校区コミュニティ協議会 運営ハンドブック

枚方市コミュニティ連絡協議会  
枚方市 市長公室 市民活動課

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL:072(841)1273(直通)

FAX:072(841)5133

E-Mail:skatudo@city.hirakata.osaka.jp